

# 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成実施要綱

(平成 26 年 1 月 27 日平成 25 年度要綱第 18 号)

**最近改正** 令和 3 年 1 月 25 日令和 2 年度要綱第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第 1 号)第 13 条の規定に基づき、スポーツ振興投票に係る収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体が行う東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に係る事業に対する必要な資金の支給を適正に行うため、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定める。

(助成の対象となる事業等)

第 2 条 この助成金による助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)、助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)及び助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別記に定めるとおりとし、財源の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象期間は、別に定める場合を除き、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。  
(その他)

第 3 条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 18 号)の規定に準じる。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 30 日平成 26 年度要綱第 2 号)

この要綱は、平成 26 年 6 月 30 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 5 月 8 日平成 27 年度要綱第 2 号)

この要綱は、平成 27 年 5 月 8 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 6 日平成 28 年度要綱第 3 号)

この要綱は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 29 日平成 30 年度要綱第 3 号)

この要綱は、平成 30 年 6 月 29 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 10 月 31 日平成 30 年度要綱第 8 号)

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 31 日から施行し、平成 31 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

2 平成 30 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 10 月 31 日令和元年度要綱第 12 号)

この要綱は、令和元年10月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年1月25日令和2年度要綱第16号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の別記1東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成実施要項は、平成30年度以降に交付の決定を行った助成金から適用する。

## 別記1

### 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成実施要項

#### 1 目的

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る事業に対して助成することにより、当該競技大会の円滑な開催を図ることを目的とする。

#### 2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備を行う事業

(2) 組織体制強化事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備のため、外部から専門的な知識や実地的な経験などを有する者を配置することにより、組織体制の強化を図る事業

(3) 国際広報活動事業

国内外で行われる国際競技大会等において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のプロモーション活動を行う事業

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたドーピング防止活動の推進強化（ドーピング検査に用いる分析機器等の整備を含む）を図る事業

(5) テストイベント大会開催事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のテストイベントとして大会を開催する事業

(6) 競技用備品設置事業

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に設置する競技用備品を整備する事業

#### 3 実施期間

助成対象事業の実施期間は、次のとおりとする。

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業

助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

(2) 組織体制強化事業

助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

(3) 国際広報活動事業

助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間（ただし、ドーピング検査に用いる分析機器等を整備する事業については、助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する年度の3月31日までの期間とする）

(5) テストイベント大会開催事業

助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

(6) 競技用備品設置事業

助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間

4 助成対象者

助成の対象となる者は、別表1に定めるとおりとする。

5 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表1に定めるとおりとする。

6 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表1に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

別表1

助成対象 事業細目	助成対象者	助成対象経費	助成割合
競技大会開催準備事業 ・東京オリンピック ・パラリンピック	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託費、会議費、雑役務費、その他事業の実施に直接必要な経費	10分の10
組織体制強化事業	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託費、賃金、会議費、雑役務費、その他事業の実施に直接必要な経費	10分の10
国際広報活動事業	1 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 2 公益財団法人日本オリンピック委員会 3 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託費、雑役務費、その他事業の実施に直接必要な経費	5分の4
ドーピング防止活動 推進強化事業	1 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 2 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構	諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び損料、印刷製本費、備品費、消耗品費、通信運搬費、委託費、雑役務費、その他事業の実施に直接必要な経費	10分の10
テストイベント大会 開催事業	1 公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟団体 2 法人格を有する日本パラリンピック委員会の加盟団体 3 大会開催の準備及び運営に関する事業を目的として設立された非営利の法人	諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び損料、スポーツ用具費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、雑役務費、その他事業の実施に直接必要な経費	3分の2
競技用備品設置事業	1 東京都 2 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	スポーツ用具費、その他事業の実施に直接必要な経費	5分の4

## 別記2

### ラグビーワールドカップ2019 開催助成実施要項

#### 1 目的

ラグビーワールドカップ2019の開催に係る事業に対して助成することにより、当該競技大会の円滑な開催を図ることを目的とする。

#### 2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

##### (1) ラグビーワールドカップ2019開催事業

ラグビーワールドカップ2019を開催する事業

##### (2) ラグビーワールドカップ2019開催準備事業

ラグビーワールドカップ2019の開催準備を行う事業

##### (3) 組織体制強化事業

ラグビーワールドカップ2019の開催準備のため、外部から専門的な知識や実地的な経験などを有する者を配置することにより、組織体制の強化を図る事業

##### (4) ドーピング防止活動推進強化事業

ラグビーワールドカップ2019に向けたドーピング防止活動の推進強化を図る事業

#### 3 助成対象者

助成の対象となる者は、別表2に定めるとおりとする。

#### 4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

#### 5 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表2に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

別表2

助成対象 事業細目	助成対象者	助成対象経費	助成割合
ラグビーワールドカップ 2019開催事業	公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019組織委員会	諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び 損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬 費、委託費、会議費、雑役務費、その他事 業の実施に直接必要な経費	10分の10
ラグビーワールドカップ 2019開催準備事業		諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び 損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬 費、委託費、会議費、雑役務費、その他事 業の実施に直接必要な経費	10分の10
組織体制強化事業		諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び 損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬 費、委託費、賃金、会議費、雑役務費、そ の他事業の実施に直接必要な経費	10分の10
ドーピング防止活動 推進強化事業		諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び 損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬 費、委託費、雑役務費、その他事業の実施 に直接必要な経費	10分の10

## 別記3

### 大規模競技場機能補完施設整備助成実施要項

#### 1 目的

大規模競技場の機能を補完するスポーツ施設の整備事業に対して助成することにより、周辺地域を含めたスポーツの拠点としての高度化を図り、オリンピック・パラリンピック等の大会の円滑な開催及びそのレガシーを継承するとともに、我が国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

#### 2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、ラグビーワールドカップ2019及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主会場となることが決定している大規模競技場の機能を補完するスポーツ施設を新設する事業とする。

#### 3 実施期間

助成対象事業の実施期間は次のアからウのいずれかの期間とする。

ア 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

イ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間

ウ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌々年度の3月31日までの3年間

#### 4 助成対象者

助成の対象となる者は、別表3に定めるとおりとする。

#### 5 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表3に定めるとおりとする。

#### 6 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表3に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。



別表3

助成対象事業細目	助成対象者	助成対象経費		助成割合
大規模競技場機能補完施設整備事業	スポーツ振興を主たる目的とする法人	工事費	大規模競技場の機能を補完するために直接必要な本工事費及び附帯工事費	4分の3
		附帯設備費	工事に附帯してスポーツ施設に常設する機器及び安全設備等並びにスポーツ施設の整備に必要な機械及び装置の整備に要する経費	
		設計監理費	工事に係る実施設計費及び工事監理費	

## 別記4

### 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等施設整備助成実施要項

#### 1 目的

ラグビーワールドカップ2019又は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場若しくは当該大会のキャンプ地として利用されるスポーツ施設の整備事業に対して助成することにより、当該大会の円滑な開催及びそのレガシーを継承するとともに、我が国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

#### 2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

##### (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等競技会場整備事業

ラグビーワールドカップ2019又は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場に係る次の事業

ア 新設事業

イ 改修又は改造事業

##### (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等キャンプ地施設整備事業

ラグビーワールドカップ2019又は東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地において利用されるスポーツ競技施設の改修又は改造事業

#### 3 実施期間

助成対象事業の実施期間は、次のとおりとする。

##### (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等競技会場整備事業

実施期間は、次のアからウのいずれかの期間とする。

ア 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

イ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間

ウ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌々年度の3月31日までの3年間

##### (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等キャンプ地施設整備事業

実施期間は、次のアからウのいずれかの期間とする。

ア 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

イ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間

ウ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌々年度の3月31日までの3年間

#### 4 助成対象者

助成の対象となる者は、別表4に定めるとおりとする。

#### 5 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表4に定めるとおりとする。

#### 6 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表4に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

別表4

助成対象 事業細目	助成対象者	助成対象経費		助成割合
東京オリンピック・パラリンピック 競技大会等競技会場整備事業	1 都道府県 2 市町村（特別区を含む。）	工事費	東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の競技会場となるスポーツ施設の整備に直接必要な本工事費及び附帯工事費	4分の3
		附帯設備費	工事に附帯して施設に常設する機器及び安全設備等並びに競技会場の整備に必要な機械、装置及び車両等の整備に要する経費	
		設計監理費	工事に係る実施設計費及び工事監理費	
東京オリンピック・パラリンピック 競技大会等キャンプ地施設整備事業		工事費	東京オリンピック・パラリンピック競技大会等のキャンプ地において利用されるスポーツ施設の整備に直接必要な本工事費及び附帯工事費	
		設計監理費	工事に係る実施設計費及び工事監理費	

## 別記5

### 日本武道館整備助成実施要項

#### 1 目的

日本武道館の整備事業に対して助成することにより、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催、レガシーの継承及び持続可能性の実現に資するとともに、我が国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

#### 2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて日本武道館を整備する事業とする。

#### 3 実施期間

助成対象事業の実施期間は次のアからウのいずれかの期間とする。

ア 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から3月31日までの1年間

イ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間

ウ 助成金の交付の決定を受けた年度の4月1日から翌々年度の3月31日までの3年間

#### 4 助成対象者

助成の対象となる者は、別表5に定めるとおりとする。

#### 5 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表5に定めるとおりとする。

#### 6 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表5に定める助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

別表5

助成対象 事業細目	助成対象者	助成対象経費		助成割合
日本武道館整備事業	公益財団法人日本武道館	工事費	日本武道館のスポーツ施設の整備に直接必要な本工事費及び付帯工事費	4分の3
		付帯設備費	工事に付帯してスポーツ施設に常設する機器及び安全設備等並びにスポーツ施設の整備に必要な機械及び装置の整備に要する経費	
		設計監理費	工事に係る実施設計費及び工事監理費	